

【重要】お試し総代理店、お試し代理店の皆様へ  
～新契約種リクルート時の契約金につきまして～

2022.6.23 株式会社環境保全研究所

謹啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。本日は、お試し総代理店及びお試し代理店の皆様に、新制度にて提供開始となりました新契約種のリクルート時における契約金の扱いにつきましてご案内申し上げます。新制度開始後のご案内となりますことをお詫び申し上げますと共に、内容につきご理解を賜りたく、なにとぞお願い申し上げます。

【概要】

旧制度では、契約ランク「代理店」未満に有償契約ランクが存在していませんでしたが、新制度以降に提供開始となりました新契約種にはこれらが存在します。次の表をご覧ください。

旧制度（販社以上略）	新制度（法人特約店以上略）
総代理店★	法人取扱店 A★
代理店★	法人取扱店 B★
ショップ	特約 A★
KOM	特約 B★
一般	店舗登録
	愛用者特約★
	愛用者登録
	一般

表中★＝有償ランク、契約時に保証金（契約金含む）または契約金が必要な契約種

旧制度

唯一お試し総代理店が有償ランクである代理店をリクルートできたため、この1ケースにのみ言及し、旧制度を前提とした既存契約書に、次のように記載をいたしておりました。

お試し総代理店が代理店と契約を交わす場合、本来ならば保証金を直接上位の販売代理店（以下「直上位店」という。）に差し入れるべきところ、保証金全額はお試し総代理店の直上位店へ差し入れ、別紙「保証金差入れ合意書」で三者間の合意を取り交わさなければならないものとする。

新制度

お試し代理店も、新契約種の有償ランク複数種をリクルートできる状態となりましたため、次のようにご案内させていただきます。また、旧制度の契約種は2022年6月以降リクルートできなくなっております。

お試し店が、愛用者特約や特約 B などの契約時に契約金を必要とする有償契約種をリクルートし契約を交わす場合、契約金はお試し店の上位正規販売代理店が受領するものとする。

\*契約書 特約事項 2 より抜粋。お試し総代理店およびお試し代理店（以下「お試し店」という）

## 運用イメージ

お試し店が、契約金を必要とする契約種のリクルートを行い、契約するとき。

お試し店は契約金を受領できませんので、お試し店の上位正規販売代理店の口座を振込先口座とし、契約者に振込先口座情報をお伝えし、契約金を一括で収めていただきます。契約者より送付された振込の証を当社が確認し承認しますと、業務代行クラウドシステムが利用可能となり、このとき、お試し店は契約者の上位店となります。契約者には追って契約書面が届きます。当社確認が終わらない状態で1ヶ月以上経過した場合、契約はキャンセルとなり、契約者が支払った契約金は、速やかに契約者に返金されます。

## 新制度の新契約種提供開始に合わせて制定しました販売代理店規程につきまして

別途ご案内の「販売代理店規定」には、契約種毎の契約金や、預託保証金があった場合のお支払い方法等をご案内しております。ぜひご活用ください。

7月以降、最新版はいつでもこちらでご確認いただけます。 <https://www.kankyo-daiko.jp/contract/>

本来であれば、余裕を持って皆様のご理解を得て当変更を進めさせていただくべきところ、既に新制度を開始いたしており、皆様のご活動に支障のないよう急ぎご案内をさせていただきました次第です。なにとぞご海容くださいますようお願い申し上げます。

敬白